

令和4年第5回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第7号	令和4年 7月12日	セントラルファーム(株)鳥取農場の操業停止を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県日野郡日南町福万来 311 番地 銭神山川農業用水関係者 地権者代表 矢田貝 茂人 ほか7名	経済福祉常任委員会
第8号	令和4年 8月10日	会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を 求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市南町 505 番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 山口 一樹 ほか1名	総務教育常任委員会



陳情書

令和4年7月11日

日南町議会議長
山本 芳昭様

鳥取県日野郡日南町福万来3 1 1 番地

銭神山川農業用水関係者

地権者代表 矢田貝 茂人

山上まちづくり協議会 会長 木村 正史

福万来自治会 会長 若月 一秀

佐木谷自治会 会長 木村 正史

日野上まちづくり協議会 会長 山本 静史

日野上まちづくり協議会
公害対策委員 七瀬 英夫

霞自治会 会長 水谷 秀樹

生山自治会 会長 天崎 直幸



セントラルファーム(株)鳥取農場の操業停止を求める陳情

<陳情趣旨・理由>

平素より議会活動にご活躍を頂いておりお礼申し上げます。

さて、長い間の佐木谷地区の養豚団地の問題です。昭和49年操業以来50年経過しました。その間計り知れない苦労がありました。経営者も知らない間に移行されたこともありました。私共はこの上流で養豚は無理だと聞いていますが、最終的にはセントラルファーム(株)が経営しております。

今や数々の問題が発生しております。鳥取県・町・地元にも全く耳を傾けません。県や国の問題ではなく、私達は、日南町が責任を持って解決する問題と考えます。議会からも強く意見を言って頂きたいと思えます。不法開発地域も永久的に汚水が流れると思われまます。山全体が汚染されており、関係のない所でも立ち入りが拒否されております。日野川源流においても大きなイメージダウンです。平成13年1月29日の協約書も守らなければ何もなりません。

先の7月4日役場に出るよう言われ行くと、町長(印)より今の会社と新しい会社に来てほしいとの事、私共はその対応が出来ていなくて、今の会社に対して今までの苦情の回答なら応じる気でいました。但し、過去の問題への回答はありませんでした。今までの苦労を考えると更にこれが続くかと不安です。

現在、町は環境の町を掲げており、きれいな川、きれいな水、ホテルや魚の住める町、森林の町を掲げており、これ以上養豚団地は必要ありません。協約書の効力について調査がなされたと聞きました。さらに続けようとしているのか、新規参入に取り組むためなのか理解に苦しみまます。

長い間この問題に苦しみました。早く終結したいと思えます。議会からも更に検討頂き行政にしっかりした意見を言って頂きたい、議会の皆様の強いリーダーシップを希望します。

<陳情の項目>

1. 養豚事業の操業中止すること。
2. 土地を町が購入し、跡地利用として植林し森林に戻すこと。



自治労鳥取発第357号
2022年8月10日

日南町議会議長 山本芳昭様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 山口一樹



日南町霞 800 番地
日南町職員労働組合
執行委員長代理 伊田直起



会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める陳情

〔陳情趣旨〕

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で70万とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、今なお「官製ワーキングプア」と揶揄される状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。とりわけ短時間の会計年度任用職員には法律上期末手当しか支給できないなど格差は広がるばかりです。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっています。

つきましては、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

〔陳情事項〕

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し（地方自治法第203条の2、第204条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
2. 各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
3. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

〔提出先〕 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する意見書 (案)

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で70万とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、今なお「官製ワーキングプア」と揶揄される状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。とりわけ短時間の会期年度任用職員には法律上期末手当しか支給できないなど格差は広がるばかりです。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっています。

つきましては、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し（地方自治法第203条の2、第204条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給のできるようにすること。
2. 各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
3. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条にもとづき、提出する。

2022年 月 日

●●県市町村議会

<提出先>

岸田 文雄	内閣総理大臣	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
松野 博一	内閣官房長官	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
鈴木 俊一	財務大臣	〒100-8940	千代田区霞が関 3-1-1	財務省内
金子 恭之	総務大臣	〒100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
後藤 茂之	厚生労働大臣	〒100-8916	千代田区霞が関 1-2-2	厚労省内

地方自治法第 99 条に基づく意見書採択の取り組みについて (参考資料)

1 取り組みの意義

2020 年から施行された会計年度任用職員制度は一定の成果はあったものの、法の趣旨である同一労働・同一賃金には遠く及ばない現状が報告されています。とりわけ、短時間勤務の会計年度任用職員については、地方自治法上各種手当のうち「期末手当」のみしか支給できず、この間の自治労の機関会議、集会等で当事者などから特に勤勉手当について支給を求める発言が多数出されています。また、フルタイムの会計年度任用職員については法律上勤勉手当を支給することは可能ですが、総務省からの指導によりほとんどの自治体で支給がされておらず、こちらも勤勉手当の支給を求める声が多数挙げられています。なお、国の非常勤職員はすでに「勤勉手当」が支給されていることから均衡がはかられているとは言えない状況にあります。

自治労は、2023 年通常国会に地方自治法等改正法案を提出することをめざし、連合などと連携しながら、国会・省庁対策、地方三団体要請、世論喚起などを行うとし、3 月から署名活動に取り組み運動の前進をはかりました。

会計年度任用職員等の処遇改善を進め、貴重な人材を確保することは、安定した公共サービスの提供に必要な不可欠な取り組みです。

2 モデル案の解説

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し（地方自治法第 203 条の 2、第 204 条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。

<解説>

国の非常勤職員では、ほぼ 100% 勤勉手当が支給されている実態との均衡を踏まえ、すべての会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう、地方自治法第 203 条の 2、第 204 条の改正を行い、勤勉手当が支給できるようにするものです。

同一労働・同一賃金や雇用安定を求める民間労働法の改正を踏まえ、人材確保および雇用安定の観点からからも必要なことです。

2. 各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

<解説>

総務省の法案準備段階では、勤勉手当の支給は予定されていたが、地方三団体からの要請で見送られた経過があります。

それは、地方の財源不足が背景にあるので、法改正の裏付けとして財源確保も同時に要望するものです。

3. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

<解説>

少子・高齢社会において多様な働き方が求められているが、公共サービスは人員不足により長時間労働を強いられている正規職員、そして労働時間は定型的ながら不安定雇用や低賃金の会計年度任用職員等と公共サービスの担い手が 2 極化されている働き方に選択肢を増やす意味でも任期の定めのない短時間公務員制度の創設を求めるものです。